2018春季生活闘争 取り組み方針(案)

	基本的な考え方		賃上げ要求					すべての労働 ³ 「働き方							
共 産 別 闘	底支え」「格差是正」 「最低到 の取り組み ・「賃金カー	月例賃金 雨(年齢ポイント)ごとの 達水準」「到達目標水準」 一ブ維持相当分(構成組 ミする場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加値の適正分配/取り組みの適正化の取り組み	舌 その他の	要 求 提出日	回 答 指定日
日の中央会	①非正規労働者とともに 進める処遇改善と組 ②賃金・労働条件の改 音と職場からの働き方 改革 ③質の高い公共サービ スと社会的公正労働 の実現 ②2201程 最長 以上、	つ、連合の「底上げ・「格差是正」分の2% 「格差是正」分の2% 『え、臨時・非常勤等 言むすべてのかの2 とした4%程度を要求 る。 単組 到達目標(ポイ 】 248,775円 293,807円 343,042円	「平均賃上げ要3 13,500円以上(賃金 カーブ維持4,500円 生活維持・向上分 7,200円以上+格差割	金 円(国公行(一)1級1 + 156,800円÷20日÷7 分)以上とし、正規職 長 等待遇をはかること。	: 給1,010 3 号時と 表少う遡金金 7上 づ合 つ遇 員規ま 含 3 号時と がなこ及改正 /h引 て度 てる 料と定 いた 給員と に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自治体に雇用されるすべ での労働者とすべての労働者とすべての労働者とする。 動者の民任治の円(国金行(一)1 級13号)以上、日給7,840 円(月額/20日)以上、て 家。 【初任給の子)き上げ】 国公行(一)日かいのでは一次での 日本ののでは一次での 日本ののでは一次でで 日本のでは一次でで 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本のでは 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	にあたっては、期末 手当を中心に改善 すること。 ②勤勉手当の成績率 の運用については、 十分な労使交渉と	実現し、ゆとりある 生活を送るために も、当局の責任とし て勤務時間の管理	は、体産化 非をのざ上に強く 保つをま あ、設か止め期が高くない。 は、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	場でいて、	下 、安と計に かて置てこと環係 は	(人工)(人工)(人工)(人工)(人工)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)	制度に対応する取り	を要求提出 ゾーンとし、 遅くとも2月 末までにと	3月16日
基幹 労連 方針決定日 2月7日	1.2年サイクルの衆と2年間になっていくことをめざいにない。 一でいくことをめざす「向け、産業・まえ、では、大への投資」に向け、産業・まえ、取り組下、産業・まえ、取り組下、産業・まえ、取り組下、中期で働い、では、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	○ 2 全 夏 月 全 え)	で・2善年男子に開合と正産権にいる主産権は10月 1018 年 1019年	企て写向方を展定で作は割非男労境格しべ休②率補続として、は、東京のように関いて、は、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	ける賃金改善をふまえ た改善 労災通正性 村員に 取り扱いに向けた改た 村員に が送過で、 一個 で、 一個 で、 一個 で、 一個 で、 一個 で、 一個 で、 一個 で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 一の で、 の で、	1. 企業結果 では、し、し、し、し、し、と、のおいでは、は、し、は、は、し、は、と、の、は、は、は、と、の、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	○ (本) を (で現線ののる給与与 イジバナで間労ラ使組み間を到するによるに産るとで、 基、 と で 文考間円 素でと質。で は 静水。 に に 別行のの 会定次度し、 ク 期で の に 一 の と で 大成 の 会定次度し、 ク 期で の に 一 の で に 一 の の 会定次度し、 ク 期で の に 一 の で に 一 の の 会定次度し、 ク 期で の に 一 の で に 一 の で の に の と で の に の に の と で の と で と で の と で と で の と で と で の と で と で	第1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,800年間 1,00年間 1,00	○安の的ンな遺屋が でにの守施り働きを でにの守施り働きを でにの守施り働き、 でにの守施り働き、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	労立ら各展法用建働の 使プ直法用発動の 使プ直法 開、安法方でこれ を対している 開、安法方では、す 関に限る率労に対する 会アにに。活法) 単、積す 減つ規月の働て使を安合 がなとする はの規月の働て使を安合		7)各い理別現にをみ先でし新求待る頃を制検はていた。 組る解一役向はかすしる組制を消費が使いる。 のなり、これでは、ずいが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		検討中

	基本的な考え方	賃上げ要求						すべての労働者の立場にたった 「働き方」の見直し						
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回答指定日
インフラ・公益共闘連絡会議 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・・JTT ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の定期昇給の確保と連合方 針を踏まえたベースアップに 取り組む。	て、期間雇用社員等 (非正規労働者)の処 遇改善に取り組んでき た。具体的には①正 社員登用制度(のべ3 万人の登用)、②郵政 最賃制度の確立、③		・現在の地域別最低質合を別島を上げ等の動きと上げ等の動きと上げ等の動きを見定めてつる。現政最低の円単位である。現政のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別	現在、検討中にあるが、連合方針に基づき月例賃金の引き上げにこだわりつつ、 年収確保を含め水準の向上・確保を生	実行計画での罰則 付きの時間外労働 の上限規制や年次 有給休暇の取得義 務化など、法改正の	に関する諸課用のに関する諸課用のに関する諸語の労らるとの説けることを認め、場をと合いの、は、のの、は、といい、に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	働に、事のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	て、育児による早期による年間 期により離職後、早期により離職後、早期に合とは組制をである仕組制をして、再として、要中・介護に加強して、「妊娠・出産」			2月中旬	3月中旬

	基本的な考え方		賃上げ	要求				動者の立場にたった を方」の見直し						<u> </u>
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」		男女間賃金格差の是正	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是立	均等待遇実現に	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み		要 求 提出日	回 答指定日
インフラ・公益 共 闘 連 絡 会 議	、の生使、盤、等質では縁側で、たいで、 のな分原で産ス像を表しています。 で、これでは、のをででは、 で、これでは、のをででは、 で、これでは、 で、	日本語 (中国) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (電になるとの格差の表達といる。 (174) (175		の下の下の大きなでは、 の下の下の大きなでは、 の下の下の大きなでは、 の下の下の大きなでは、 のでした活限をよいでした。 のでした活限をは、 のでしたが、 のでしたが、 のでは、 ののでは、 のでは、	では、一大のでは、	り、 に 特で、時で、 管働使さみ暇 できょうため 働いるでは、 というない できょう できょう いっという にゅう いっという はんしん いっという いっという はんしん いっとい はんしん いっという はんしん いっしょ しょく いっしん いっしょ しょう いっしょ しゃく いっしょ しゃく いっしょ はんしん いっしょ しゃく いっしょ しゃく いっしょ しゃく いっしょ はんしん いっしん はんしん いっしん はんしん いっしょ しんりん いっしん いっしん いっしん いっしん いっしん いっしん いっしん いっし	で無か、有期たで・方る。 ・無助、有期たで・方る。 ・大きなうに、大きなで、無か、ので、無か、ので、無か、ので、無か、のので、無か、のので、無い、して、ない、ので、無い、のので、無い、のので、無い、のので、無い、のので、無い、のので、無い、ののので、無い、のので、無い、のので、無い、のので、無い、のので、無い、のので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、ので、はい、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い	を20一方の方の末にの育齢育め介の方む長しなた休け定やりや職再組単時どり次法態う。誰件高つむ希続高に貢高保る縄女職労政をとせいい。株断と関いた、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	な組 療・的 る年必児。像 に 休働り に策正むにシたて り蹴り いな取 進実行 条 に組 継 準や、確図 でい、当時で である でいる でいる でいる でいます でいます でいます でいます でいます でいます でいます でいます	下、 「工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	、状画把、安労と定味性使を「よ資循事るてもの充。よのろ関握雇材にのてのむ構組よて施安確な、企況な握経定使もや育にの醸「雇すに条事確、締実」加連深をす用の係解労充。成合状申を定味る、	調整中

	基本的な考え方				がの立場にたった 」の見直し								
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ) 男女間賃金格差の是	企業内最低賃金 ・協定の締結 正 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体 で生み出した付加価 値の適正分配/取引 の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求提出日	回 答 指定日
ン 方針決定日フ1月31日		年齢 18歳 25歳 30歳 加続年数 0年 7年 12年 12年 12年 14年 160,000円 192,000円 225,000円 192,000円 225,000円 192,000円 225,000円 192,000円 22年 27年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12	に対置する加盟 ①情報労連『最 金改善を 金改善を 金の語を 全の語を 会の語を 会の語を 会の語を 会の語を 会の表する。 会の表する。 を大限の要求を確立する。 を大限のでは、情報 金のティスト」を安定 制度確立を要求	2018年度情報のは、 連に個のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	て入上ら確さを で入上ら確さを で入上ら確さを で入上ら確さを で入上ら確さを で入上ら確さを で入上ら確さを で入上ら確さを の 1 (1) (1) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	目協に取削限な盟定制合数者の間を適業労ナーベ定時報職義別あた時す訂訂肯定は、放削限な盟定制合数者の間を適業労ナーベ定時報、関係人の1 す削入に小間に小合法間働企22 とこちの向け、関係人の1 す削入に小間に小合法間働企22 とこちの向け、関係人の1 す削入に小間に小合法間働企22 とこちの向け、関係人の1 す削入に小間に小合法間働企22 とこちの向け、関係人の1 す削入に小間に小合法間働企22 とこちの向け、関係人の1 す削入に小間に小合法間働企22 とこちの向け、関係して、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	にま約理けを労要(2) 20働期さ象者無みル止の組にるる(3) ① お実算見強者も賃に者均則を者を業遇派め憩福に働ななうみ有の消の契件。約期対 改条がえ約お取転の係を正め 造み業遣と認の該知一け、先衡て、・た等なのに衣施は合定利む、お有の消の契件。約期対 改条がえ約お取転の備を正め 労 場労受な取派等労た派労待い。前側におり、近路型知の地名主人、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	は、「は、「は、「は、「は、「は、」」」」という。 「は、「は、」」」という。 「は、」」」という。 「は、」」。 「は、」。 「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	、飲の組まな意念。」量へ業すてつき労らと。金打くの労者のつ化促 女雇民との でな理体分析・に関 公やの、実才を引力が適苦的介立春の組合えお識。に 労の務業いいに働う連 のであります で用間を把 あ差の制めます であった でで、大きないに、 のの務業のいた のののでは、 ののでは、 で、 のので、 ののので、 のので、 のので、 のの	「底格した」を立ている。 「底格した」を立ている。 「原格しから、「のし、」では、一のし、)のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、)では、一のでは、)では、一のでは、)では、一のでは、)では、一のでは、)では、一のでは、一のでは、)では、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一の		統定い組までし、はではい国月提出	定していな

基本的な考え方						前の立場にたった 」の見直し								
	産業全体の「底上げ・ 底支え」「格差是正」 の取り組み	月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」	規模間格差の是正 (中小賃上げ要求) (時給等の引き上		企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	長時間労働の是正	均等待遇実現に 向けた取り組み ・雇用安定 ・同一労働同一賃金	ワークルールの 取り組み	男女平等の 推進	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
フラ・公益 共闘 連絡会議 フラ・公益 共闘 連絡会議 お1126日 お126日 お27日 お27日 お37日 お37日 お41名 よ41名 よ	経済の を は を は を は を は で の は の は の は の に に に で の に の の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	びの 行う「賃金要求」の考えとかって、			◆産業別最低賃金 月額142,000円	◆前年実績月数維持を基本としつつ、各単組の状況を加味した要求を行う。		◆各単土に取り同向すのでは、 を単組が体一、 をでしているでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでは、 のでは	応取準休出機働職害法との場合では、法業年能安業者女、者が、法、法、保管定用活日担税。 の別法業年能安業者女、者が、法、と、保証、法、保証、法、保証、法、保証、法、保証、法、保証、法、保証、法、		取り諸全なや認治に取というに関となって、に、というに、は、というに、は、というに、は、というに、は、というに、は、というに、というに、というに、というに、というに、というに、というに、というに	こですの情報では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		終のつまりでは、 終のつまりでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の
全 水 道 公利 する 方針決定日 1月26日	務労協方針を基本と る。	公務労協方針	臨時・非常勤の処 善の推進	場 改 標準職務表の適正運用		人事院・委員会勧告 3 の完全実施	6協定の締結と点検		36協定の点検と周知、時間外労働時間の把握		ē.		2月上旬	3月中旬
是山 方針決定日 2月7日 向」 合力 金へ ざし 立場	正」をはかるために、 織全体の労働条件の 上をめざしていく。連 方針をベースにして賃	えつつ、産別内での「底上げ・ 底支え」「格差是正」にこだわり、賃金カーブを維持したうえで、月例賃金の引き上げを重 視する賃金改善をはかってい	賃金改定原資に労働 組合が積極的に関 わっていくために賃 金制度の整備や賃金 実態把握を労使で確 認していく。 踏まえて要求する。	よう 金格差の実態把握のた。請 めに賃金データの調査: つ契 集約を進める。	<u>-</u>		総実労働時間の削減に向けて、労働時間でで、労働時間で理の徹底や年次有給休暇の取得 促進などに取り組	の実現に向けた法改 正を前提に、職場に おける雇用形態間の 不合理な労働条件の 点検・改善に取り組 む。	法にもとづく法定	による行動計画の 進捗状況を確認	8			
づく 方針決定日 連産	林・林業基本計画に基 く、森林・林業・木材関 産業政策の具体的展 を求める。													